

福祉・介護職員処遇改善実績報告書（令和2年度）

愛知県知事 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	2	3	1	3	3	0	0	4	7	3
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者・開設者	フリガナ 名称	サクラエンゴウドウガイシャ さくらえん合同会社
主たる事務所の所在地	〒 448-0049	都 道 愛 知 府 (県) 刈谷市中手町二丁目603番地
	電話番号 0566-93-3463	FAX番号 0566-93-3464
事業所等の名称	ヘルパーステーションココロ ヘルパーステーションこころ	
事業所の所在地	〒 448-0049	都 道 愛 知 府 (県) 刈谷市中手町二丁目603番地

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

① 算定した加算の区分	福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) I II III IV V ) 福祉・介護職員処遇改善特別加算	
② 賃金改善実施期間	令和2年4月 ~ 令和3年3月	
③ 令和2年度分福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額	1,564,780 円	
④ 賃金改善所要額 (i - ii)	1,695,711 円	
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	34,865,611 円	
ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	33,169,900 円	
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤ 令和2年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額 (加算 (I) による算定額から (II) による算定額を差し引いた額)	円	
⑥ 賃金改善所要額 (iii - iv)	円	
iii) 加算 (I) 算定により賃金改善を行った賃金の総額	円	
iv) 初めて加算 (I) を取得した月の前年度の賃金の総額	円	
⑦ 賃金改善を行った賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目 (賃金改善を行う賃金項目 (増額若しくは新設した給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等) 等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	常勤には、毎月11,000円支給 7月12月に賞与として平均160,543円支給 非常勤には、一時金として6月11月に平均101,313円支給 そのほか、臨時で1年間無事故無違反だったものに対して1,100円を支給	

- ※ 福祉・介護職員処遇改善計画書において加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書においても加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④ i) 及び⑥ iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること (任意の様式で可。)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④は③又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点が賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表 (指定県者毎)
  - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む。) の一覧表 (都道府県毎)
  - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和3年7月15日 (法人名) さくらえん合同会社

(代表者名) 代表社員 早矢仕綾子

令和2年度福祉・介護職員処遇改善実施報告書 賃金改善額積算資料

色付きのセルは入力不要(自動入力)。

法人名	さくらえん合同会社	
事業所名	ヘルパーステーションこころ	サービスの種類
	居宅介護・重症訪問介護・同行介護	

1 加算額(様式3実施報告書③関係)

サービス提供月	令和2年4月分	令和2年5月分	令和2年6月分	令和2年7月分	令和2年8月分	令和2年9月分	令和2年10月分	令和2年11月分	令和2年12月分	令和3年1月分	令和3年2月分	令和3年3月分	合計
加算額	142,837 円	124,892 円	150,290 円	132,907 円	127,077 円	126,706 円	117,643 円	115,184 円	106,417 円	116,974 円	126,174 円	177,679 円	1,564,780 円

2 賃金改善所要額の内訳(様式3実施報告書④関係)

給与項目	令和2年4月分	令和2年5月分	令和2年6月分	令和2年7月分	令和2年8月分	令和2年9月分	令和2年10月分	令和2年11月分	令和2年12月分	令和3年1月分	令和3年2月分	令和3年3月分	合計
基本給(増額分)	33,000 円	33,000 円	33,000 円	33,000 円	22,000 円	33,000 円	33,000 円	22,000 円	22,000 円	22,000 円	22,000 円	22,000 円	330,000 円
手当(増額分)	3,300 円	4,125 円	4,125 円	4,125 円	4,125 円	3,916 円	3,916 円	3,916 円	6,800 円	2,156 円	2,200 円	2,200 円	40,788 円
一時金(増額分)		415,366 円						425,532 円	23,320 円				864,218 円
賞与(増額分)				214,469 円					186,890 円				401,359 円
小計	36,300 円	37,125 円	452,491 円	251,594 円	261,125 円	36,916 円	36,916 円	447,532 円	238,910 円	24,156 円	24,200 円	24,200 円	1,836,365 円
法定福利費増額分(事業主負担分)	4,940 円	4,941 円	4,942 円	4,943 円	4,944 円	4,945 円	4,946 円	4,947 円	4,948 円	4,949 円	4,950 円	4,951 円	59,346 円
合計	41,240 円	42,066 円	457,433 円	256,537 円	310,069 円	41,861 円	41,862 円	452,479 円	243,758 円	29,105 円	29,150 円	29,151 円	1,895,711 円

\*令和2年5月18日付の新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)同28に基づき、賃金改善実施期間を超えて従業員に処遇改善加算を支給する場合は、その額を上表の最終月に定めること。

3 賃金改善所要額((i)-(ii))(様式3実施報告書④関係)

賃金改善所要額(i)-(ii)	41,240 円	42,066 円	457,433 円	256,537 円	310,069 円	41,861 円	41,862 円	452,479 円	243,758 円	29,105 円	29,150 円	29,151 円	1,895,711 円
注)法定福利費等の事業主負担の増加も含む。	2,876,473 円	2,871,308 円	3,183,553 円	2,885,244 円	2,660,334 円	2,884,042 円	3,022,650 円	3,046,993 円	3,015,693 円	2,650,886 円	2,638,408 円	3,130,027 円	34,866,611 円
注)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(※)	2,835,233 円	2,829,242 円	2,728,120 円	2,628,707 円	2,629,265 円	2,842,181 円	2,980,788 円	2,594,514 円	2,771,935 円	2,621,781 円	2,609,258 円	3,100,876 円	33,169,900 円

4 その他

支給対象者	10.9 人	10.4 人	10.7 人	10.7 人	10.3 人	10.7 人	10.7 人	10.6 人	10.9 人	10.7 人	11.4 人	12.0 人	190.0 人
常勤職員数													13,043 円
													268,197 円

\* 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定にあたっては、福祉・介護職員に加え、賃金改善を行ったその他の職種についてを含めて記載すること。

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(指定権者内事業所一覧表)

法人名	さくらえん合同会社
-----	-----------

都道府県(市町村)名 愛知県

障害福祉サービス等事業所番号										事業所の名称	サービス名	福祉・介護職員処遇改善 (特別)加算額	賃金改善所要額
2	3	1	3	3	0	0	4	7	3	ヘルパーステーションこころ	居宅介護	1,286,605 円	1,393,874 円
2	3	1	3	3	0	0	4	7	3	ヘルパーステーションこころ	重度訪問介護	111,720 円	120,395 円
2	3	1	3	3	0	0	4	7	3	ヘルパーステーションこころ	同行援護	166,455 円	181,442 円
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
											円	円	
合計										-	-	A 1,564,780 円	B 1,695,711 円

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県または市区町村)毎に記載すること。  
 ※ A及びBは別紙様式3添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算届出に当たっての自己点検シート(2年度分実績報告用)

【申請者(法人)名 さくらえん合同会社】

区分	番号	このシートは報告書に添付すること！	点検項目	点検欄 ○印
I 実績報告書 (別紙様式3)	1	②	賃金改善を行った連続する期間は加算月数と同じ月数であるか。 ※計画書②と一致しているかチェックすること。	○
	2	⑦	賃金改善の概要は、積算資料と整合性があるか。 ※賃金改善の概要を明確に記載すること。 ※整合性がとれない場合、賃金改善に充てたことが分かる資料等を添付し、整合性を図ること。	○
	3	③④ or ⑤⑥	賃金改善所要額が加算総額を上回っているか。(③<④ or ⑤<⑥) ※加算の算定要件となる。万が一以下回っている場合は、一時金や賞与として支給するよう指導。悪質な事例は、不正請求とみなし、全額返還となる。	○
II 事業所等一覧表 (添付書類1)	-	-	指定権者ごとに届出しているか。	○
	5	-	複数の障害福祉サービス等を提供している事業所は、サービス名毎に記載すること。 ※回保連から事業所に通知されるサービス名を用いる。 例 (誤)障害者支援施設 → (正)生活介護・施設入所支援 ※それぞれ分けて記載	○
	6	-	合計額が実績報告書③or⑤と一致しているか。	○
III (添付書類3) 都道府県状況一覧表	7	-	他の都道府県に所在する事業所があり、複数の事業所分を一括して提出する場合に添付されているか。	
IV (別紙様式3) 賃金改善額積算資料	8	1	加算額が全て記載してあるか。 ※加算額が0として提出された場合、その理由を記載すること。	○
	9	2	賃金改善実施期間中に加算を充当した額について、給与項目毎に記載されているか。また、実績報告書④or⑥と整合性がとれているか。 ※各給与項目については、増額分のみを記載する。増額していない場合は、記載不要。	○
	10	⑩	賃金改善実施後の支給した賃金の総額が記載されているか。	○
	11	-	電子請求が困難であり、市町に直接書面で請求した場合は、それが分かる書類が添付されているか。 ※市町への請求書+振り込まれた通帳の写し など	
V その他	12	-	提出期限内に提出されているか。 ※各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々日の末日が提出期限となる。 例)加算を算定する最後のサービス提供月が3月の場合、5月支払となるため、提出期限は2ヶ月後の7月末。	○